

2026 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名	株式会社バッファロー
代表者名	代表取締役 社長執行役員CEO 牧 寛之 (コード番号: 6676)
問 合 せ 先	社長室長 電話 03-4213-1122
	富谷 英人

自己株式の消却（会社法第 178 条の規定による自己株式の消却）並びに 株式分割及び株主優待制度の実質拡充に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき自己株式を消却すること、並びに株式分割及び株主優待制度の実質拡充につきまして、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の消却

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の数

150,000 株（消却前発行済株式総数に対する割合 1.23%）

(3) 消却予定日

2026 年 2 月 27 日

(4) 消却の理由

当社は、機動的な資本戦略に備えて自己株式を取得し保有しておりますが、将来の株式の希薄化懸念を払拭すること、流通株式比率の向上を図ることを目的として、自己株式の一部を消却いたします。

(ご参考)

- ・ 消却後の発行済株式総数 12,000,000 株
- ・ 消却後の自己株式数 159,328 株（2026 年 1 月 31 日現在の自己株式数を基準に算出）

2. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

上記の自己株式の消却後、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年3月31日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 (2026年2月27日の自己株式の消却 後の発行済株式総数)	12,000,000株
今回の分割により増加する株式数	12,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	24,000,000株

※発行可能株式総数（97,000,000株）には変更ございません。

③分割の日程

基準日公告日	2026年3月12日（木）
基準日	2026年3月31日（火）
効力発生日	2026年4月1日（水）

④その他

・ 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

・ 当社取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式報酬の株式数の上限の調整

2025年6月25日開催の第39期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年額50百万円以内、株式数の上限を年25,000株以内、当社監査等委員である取締役に対して年額40百万円以内、株式数の上限を年20,000株以内と決議いたしております。かかる決議では、株式分割によって、当社の発行済株式総数が増加した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものとされているため、今回の株式分割に伴い、譲渡制限付株式報酬の株式数の上限を当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年50,000株以内、当社監査等委員である取締役に対して年40,000株以内といたします。

3. 株主優待制度（拡充）について

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社商品および事業へのご理解を深めていただくことを目的として、株主優待制度を導入しております。株主優待制度については、株式分割後も変更せず、保有基準日の株主名簿に記載または記録された、当社株式を100株（1単元）以上保有されている株主様を対象とします。これにより、今回の株式分割後に100株以上保有の株主様は株主優待の対象となりますので、実質的な制度拡充となります。

なお、株式分割の効力発生日が2026年4月1日となることから、2026年3月末日時点の株主様につきましては、分割前の保有株式数を進呈基準とさせて頂きます。

以上